



島根県報

平成23年4月15日（金）

号外 第 107 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

東日本大震災に対処するための職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則

2

人 事 委 員 会 規 則

東日本大震災に対処するための職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則をここに公布する。

平成23年 4 月15日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第10号

東日本大震災に対処するための職員の休日及び休暇に関する規則及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則

(職員の特別休暇の特例)

第 1 条 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号)第3条の表第16号の規定の適用については、同号中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。))の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日)」とする。

(県立高等学校等の教育職員の特別休暇の特例)

第 2 条 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和31年島根県人事委員会規則第11号)第3条の表第16号の規定の適用については、同号中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。))の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、7日)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。